

「神奈川県における建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正」 の概要について

1 改正目的

令和3年7月26日付け、令和3年9月30日付け、令和4年5月26日付け、及び令和5年3月3日付けで、国の「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号。以下「国の処分基準」という。）の一部が改正されたことを受け、本県の「神奈川県における建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について、所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 令和3年7月26日付け国の処分基準の一部改正を踏まえた改正

ア 建設工事の適正な施工の確保等の観点から、次のような事例について、不正行為への対応を厳格化する必要があるため。

(ア) 近年、建設業法に基づく技術検定において、所定の実務経験を充足せずに受験することで施工管理技士の資格を不正に取得し、建設業者が監理技術者等として配置していた事例

(イ) 建設業者の粗雑工事に関する社会的に注目を集める事例

イ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）の一部規定が令和2年12月25日に施行されたことを受け、建設業者が同法に違反した際の監督処分の基準について、明確化する必要があるため。

(2) 令和3年9月30日付け国の処分基準の一部改正を踏まえた改正

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行（令和4年9月1日）及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の改正施行（令和4年9月30日）に伴う引用条文の条項ずれを解消する必要があるため。

(3) 令和4年5月26日付け国の処分基準の一部改正を踏まえた改正

近年、自然災害の激甚化・頻発化により、不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加しているところ、廃棄物混じり盛土の発生を防止するため、建設業者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反への対応を厳格化する必要があるため。

(4) 令和5年3月3日付け国の処分基準の一部改正を踏まえた改正

近年、自然災害の激甚化・頻発化により、不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加していることを受け、令和4年5月に、盛土等に係る全国一律の基準、無許可行為等に対する罰則の大幅な強化等を内容とする「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）が成立したところであり、この新たな制度が令和5年5月26日から施行されることに伴い、その実効性を確保するため。

3 改正内容

(1) 上記 2 (1) に対応する改正

ア 上記 2 (1) ア(ア) 関係

「3 監督処分の基準」の「(2) 具体的基準」の「ウ請負契約に関する不誠実な行為」の「(イ) 主任技術者等の不設置等」のただし書きの「ただし、」の次に次のとおり加える。

「技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30 日以上の営業停止処分を行うこととする。また、」

イ 上記 2 (1) ア(イ) 関係

「3 監督処分の基準」の「(2) 具体的基準」の「ウ請負契約に関する不誠実な行為」の「(ウ) 粗雑工事等による重大な瑕疵」の本文中「7 日以上」を「15 日以上」に改め、本文の最後に次のただし書きを加える。

「ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、30 日以上の営業停止処分を行うこととする。」

ウ 上記 2 (1) イ 関係

「3 監督処分の基準」の「(2) 具体的基準」の「エ建設工事の施工等に関する他法令違反」の「(イ) 建設工事の施工等に関する法令違反」の最後に次の一号を加える。

「e 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

(a) 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は 7 日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは 3 日以上の営業停止処分を行うこととする。

(b) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第 33 条第 2 項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第 34 条第 2 項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3 日以上の営業停止処分を行うこととする。」

エ その他所要の改正

「3 監督処分の基準」の「(1) 基本的考え方」の「イ ア以外の不正行為等があった場合」の「(イ) 建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき」の本文中「下請契約」を「請負契約」に改める。

(2) 上記 2 (2) に対応する改正

ア 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正に伴うもの

「3 監督処分の基準」の「(1) 基本的考え方」の「イ ア以外の不正行為等があった場合」の「(ア)」の項目中「第 10 条」を「第 10 条第 1 項」に改める。

イ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建設業法の一部改正に伴うもの

- (ア) 「3 監督処分の基準」の「(2) 具体的基準」の「ウ請負契約に関する不誠実な行為」の「(イ) 主任技術者等の不設置等」の本文ただし書き中「第 26 条の 3 第 6 項第 2 号」を「第 26 条の 3 第 7 項第 2 号」に改める。
- (イ) 「3 監督処分の基準」の「(2) 具体的基準」の「オ一括下請負等」の「(イ)」中「第 26 条の 3 第 8 項」を「第 26 条の 3 第 9 項」に改める。

(3) 上記 2 (3)に対応する改正

「3 監督処分の基準」の「(2) 具体的基準」の「エ建設工事の施工等に関する他法令違反」の「(イ) 建設工事の施工等に関する法令違反」中「b 廃棄物処理法違反、労働基準法違反」を「b 労働基準法違反等」に、「c」を「d」に改め、「b 労働基準法違反等」の次に次の 1 号を加える。

「c 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は 15 日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは 7 日以上の営業停止処分を行うこととする。」

(4) 上記 2 (4)に対応する改正

「c 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は 15 日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは 7 日以上の営業停止処分を行うこととする。」を以下のように改める。

「c 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は 15 日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは 7 日以上の営業停止処分を行うこととする。」

4 施行時期

令和 6 年 4 月頃 (予定)